

最高裁秘書第208号

令和2年1月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和元年11月14日付け（同月18日受付、第014448号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「司法修習の終了等の通知について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和元年11月21日

平成30年度（第72期）司法修習生考試応試者 殿

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

司法修習の終了等の通知について

司法修習の終了又は司法修習生考試の不合格については、12月10日（火）午後4時に不合格者の受験番号を、最高裁判所ウェブサイト内の司法研修所のページに掲載するとともに、12月11日（水）に、下記の書類を簡易書留郵便により送付します。については、司法修習生考試5日目（11月26日（火））の考試開始前に、考試試験室において配布される封筒に、これらの書類の送付先を記載し、係員の指示に従って提出してください。

なお、送付先は、12月11日（水）以後に当該郵便物を確実に受領できる場所にしてください。毎年、終了証書を受領しない者が多数見受けられるので、必ず受領してください。

おって、12月17日（火）までに下記1又は2の郵便物が届かない場合は、12月18日（水）午後5時までに、最高裁判所事務総局人事局任用課試験係（電話番号03-3264-8111 内線 [REDACTED]）に電話で照会をしてください（司法修習の終了及び司法修習生考試の合否に関する電話での問い合わせには、最高裁判所・司法研修所のいずれにおいても一切応じませんので御注意ください。）。

記

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 司法修習生考試合格者 | 終了証書 |
| 2 司法修習生考試不合格者 | 司法修習生考試不合格通知書及び罷免辞令書 |